

下水道使用料改定（案）について  
【パブリックコメント資料】

令和8年6月

流山市上下水道局

## ■下水道使用料改定（案）の主旨

市では、安心・安全な下水道を維持するために、下水道使用料の改定をしたいと考えています。利用者の皆様にはご負担をお願いすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ・令和9年4月から使用料を平均で23.5%値上げ
- ・使用料体系の変更

基本使用料対象を2か月あたり20㎥までから2か月あたり10㎥までに変更し、10㎥を超え20㎥までの従量使用料区分を新設

## ■下水道使用料改定（案）の概要

### ●改定の理由

本市の下水道使用料は、平成17年10月に改定して以来、約20年間改定を行っていません（消費税の変更によるものを除く）。

この間、つくばエクスプレスの開業に伴う人口増加にあわせて下水道整備を進め、使用料収入は増えてきましたが、使用料収入のみでは費用をまかないきれない状況が続いており、不足分は水道事業からの借入れ等により補填しています。

こうした中で、下水道事業費用の約4割を占める流域下水道維持管理負担金の値上げが平成26年度、令和2年度、令和6年度、令和7年度に続いて令和9年度にも予定されています。（本資料5ページ図4）

さらに、その後の値上げも見込まれていることから、令和6年度末時点で95.7%である経費回収率<sup>\*</sup>は、今後さらに低下することが想定されます。（本資料9ページ経費回収率）

下水道管の新規整備はおおむね完了していますが、一方で、八潮市で起きた道路陥没事故や大規模地震が頻発しているため、今後は、老朽化対策を更に加速させていく必要があります。また、現在公表されている、本市の「流山市総合計画」の将来人口推計では、市の行政人口は令和9年度まで増加を続けた後は緩やかに減少すると推計しています。加えて、節水機器の普及等により水使用量も減少していることから、一人あたりの使用水量も減少しており、将来は下水道使用料の収入減が見込まれます。

さらに下水道施設の健全性を把握し老朽化対策を進めるべき時期に来ており（本資料7-9ページ）、また、あわせて災害等による突発的な修繕の必要に迅速に対応できるようにするため、一定の運転資金を確保し下水道事業の経営基盤を強固にする必要があります。（本資料12-14ページ）

※経費回収率： 汚水処理に要する経費を、下水道使用料でどれだけまかなえているかを示す指標です。100%以上が目標とされ、数値が高いほど料金収入で自立的に運営できていることを意味します。

(算出式) 経費回収率 (%) = 使用料収入 ÷ 汚水処理にかかる費用 × 100

●下水道使用料改定の目標

・経費回収率100%以上を維持 ※令和6年度末時点で95.7%

汚水処理に要する費用をどの程度下水道使用料でまかなえているかを示した指標、経費回収率が100%以上となるよう、見直しを行います。

・内部留保資金(運転資金)20億円を確保

老朽化対策等に必要経費として、令和16年度末までに運転資金20億円を確保します。

## ■下水道事業の対象区域

流山市の公共下水道事業は、昭和48年に事業に着手して以降、順次整備を進めてきました。平成27年度には地方公営企業法の全部適用を行うとともに、組織面では水道事業と統合し、事業の効率化を図ってきました。令和6年度末現在における流山市の下水道普及率は94.34%、水洗化率は93.72%となっており、令和11年度の整備完了を目標に、鋭意普及促進に取り組んでいます。

市の下水道の対象区域は、以下の江戸川左岸処理区および手賀沼処理区に該当する区域です。

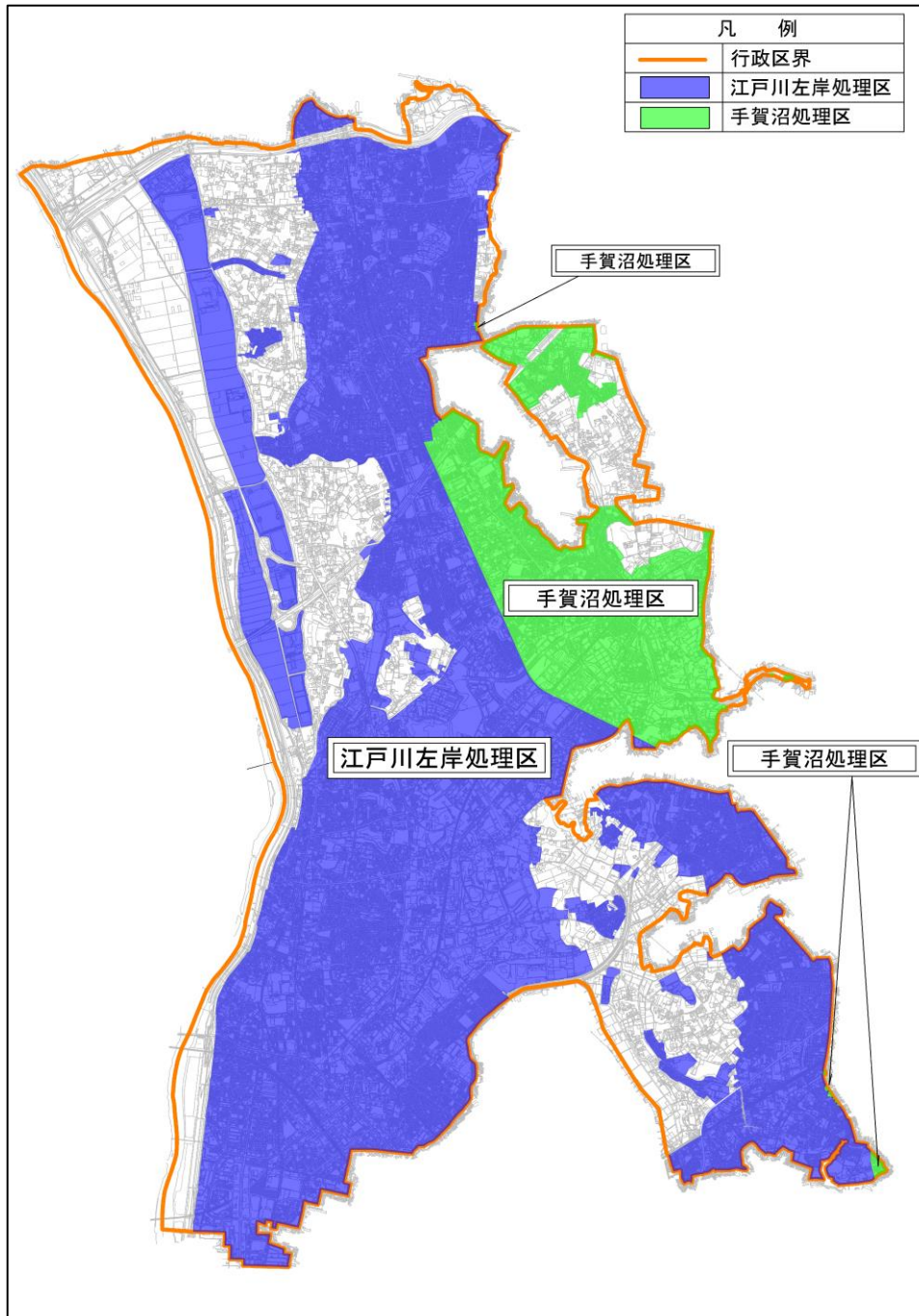


図1 下水道事業の概要図

■下水道を取り巻く状況

●行政人口の推移

現在公表されている、本市の「流山市総合計画」の将来人口推計では、市の行政人口は令和9年度まで増加を続けた後は緩やかに減少すると推計しています。加えて、節水機器の普及等により水使用量も減少していることから、一人あたりの使用水量も減少しており、将来は下水道使用料の収入減が見込まれます。

●汚水処理に要する経費の状況

昨今の物価上昇等に伴い、下水道使用料でまかなうべき汚水処理に要する経費は、増加傾向にあります。中でも、流域下水道維持管理負担金の占める割合（収益的支出の約4割）が大きく、過去10年間で約5億5千万円増加しています。この流域下水道維持管理負担金が値上げされることに加え、今後も物価上昇は続くことが予測されるため、将来の汚水処理に要する経費<sup>※</sup>も増加することが見込まれます。

※汚水処理に要する経費：汚水処理に要する経費とは、汚水の収集・処理を行うために必要な経費（運転費、修繕費、人件費など）。

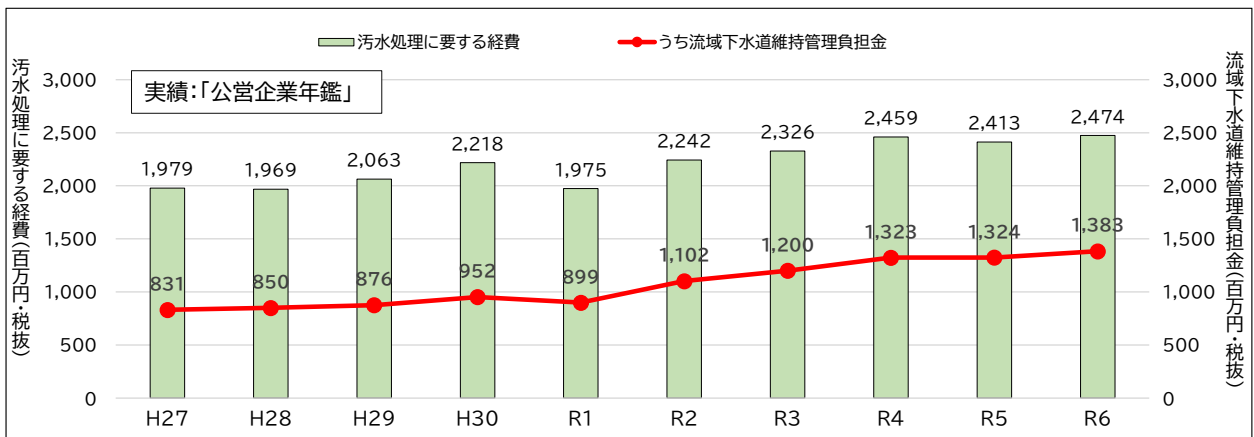


図2 汚水処理に要する経費

●流域下水道維持管理負担金の推移

流域下水道維持管理負担金単価は、平成25年度以降、段階的に値上げされており、令和9年度では江戸川左岸流域が32.7%、手賀沼流域が23.8%まで上昇することが見込まれています。一方で、流山市は下水道使用料を平成17年度から据え置いており、資金が不足する分は水道事業からの借入等で対応してきました。

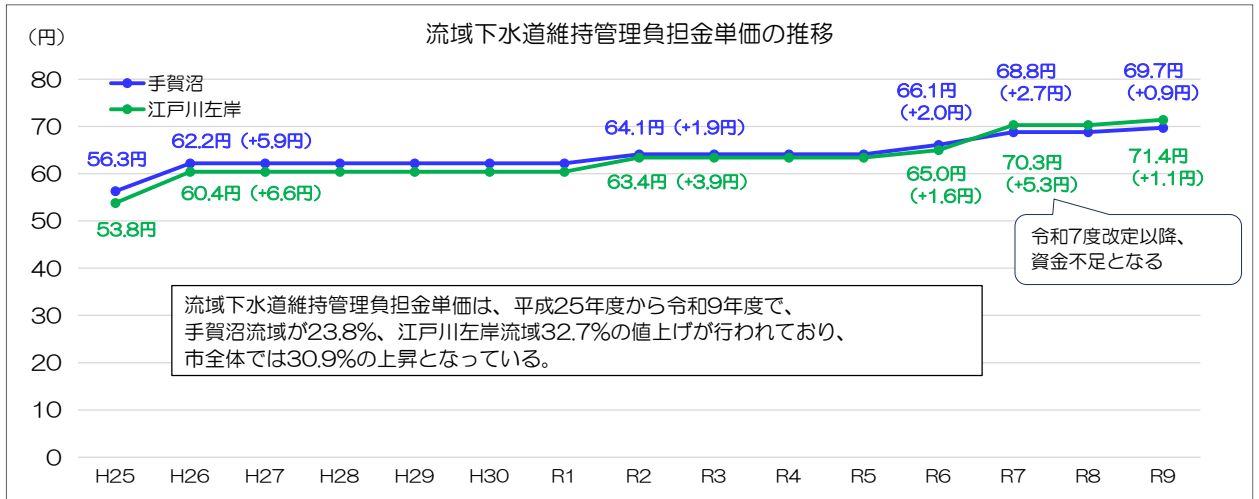


図3 流域下水道維持管理負担金単価（手賀沼流域、江戸川左岸流域）の推移

流域下水道維持管理負担金は約5年ごとに値上げが行われていることから、今回の将来シミュレーションにおいては、令和12年度に再度改定が行われるものとし、過去の単価推移から改定率を13.4%としました。

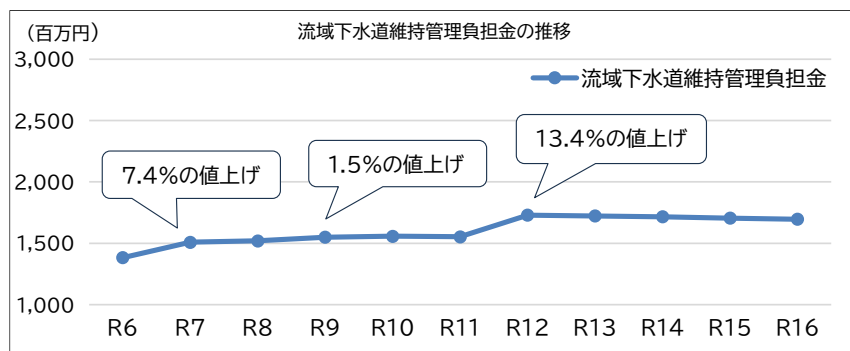


図4 流域下水道維持管理負担金の推計

## ●経費回収率の状況

健全な下水道事業の運営には、下水道使用料収入で汚水処理に要する経費をまかなえることが重要ですが、経費回収率は令和6年度末時点で95.7%となっています。そのため、資金が不足する分は、水道事業からの借入金等により対応している状況です。

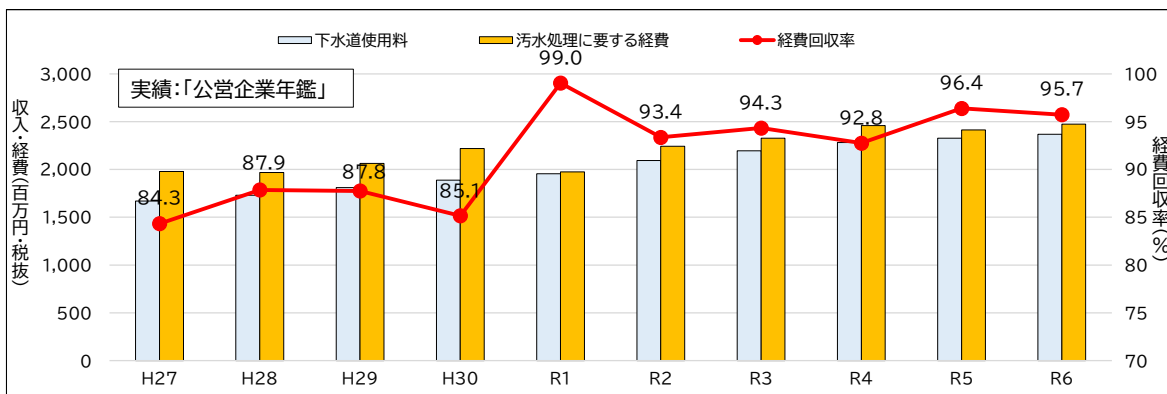


図5 経費回収率

## ●整備延長の状況

流山市に布設されている下水道管の延長は約600kmで、このうち、供用開始から50年を経過している下水道管が約25kmあります。下水道管の耐用年数は一般的に50年であり、この50年を経過した下水道管については、適切な老朽化対策や交換が必要です。

新規整備については、既存の市街地は令和8年度に、つくばエクスプレス関連の開発地区については令和11年度に整備完了を予定しています。

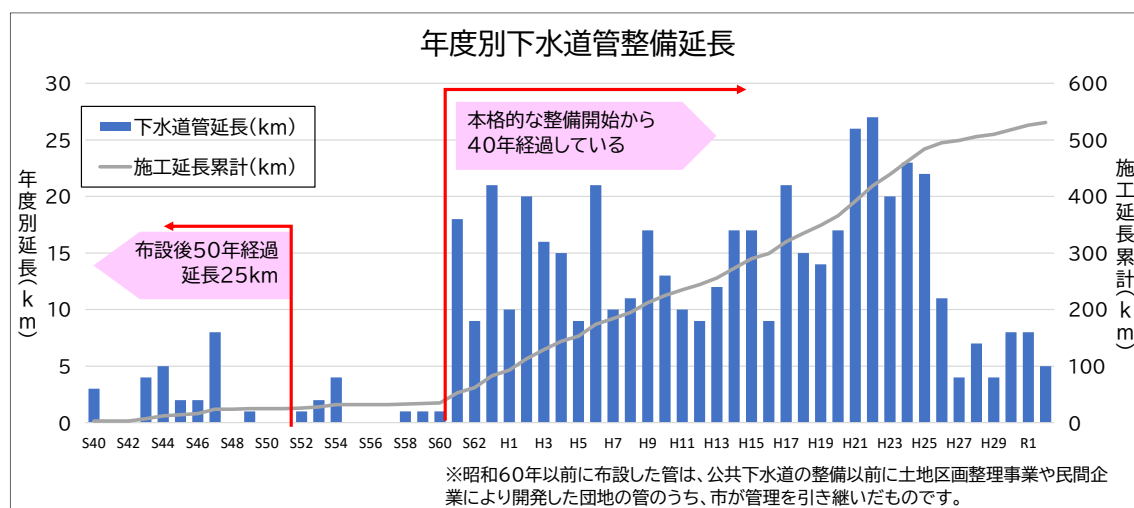


図6 整備延長

●下水道管の老朽化、破損状況

設置から年数が経過した下水道管は、木根の浸入による破損、石灰付着による閉塞、クラック（ひび割れ、裂け目）の発生、破損による浸入水の流入などさまざまな問題が発生しています。

このような老朽化や破損した管の交換、修繕に対して、市では計画的かつ効率的に管理を行うため、ストックマネジメント計画を策定しています。



図7 下水道管の老朽化、破損状況

●ストックマネジメントとは

ストックマネジメントとは、下水道管や施設の老朽化による事故や機能停止を未然に防ぎ、市民の皆さまの日常生活や社会活動に支障が出ないようにするための取組です。限られた予算を有効に使うため、施設を長く安全に使うことを意識しながら、壊れてから直すのではなく、計画的に点検・整備を行う「予防保全」の考え方で管理を進めるものです。

下水道管は整備された時期によって長さや本数に大きな違いがあります。そのため、耐用年数（50年）だけを基準に一斉に更新しようとする、ある年度に工事が集中し、事業費が大きく増えてしまうことがあります。

そこで、耐用年数にこだわらず、設置された時期や場所から老朽化が進んでいると考えられる管を中心に、事前に調査や点検を行います。その結果をもとに、更新が必要な管の優先順位を決め、緊急性の高いものから順に改築・更新を進めていきます。

こうした取組により、安全性を確保しながら、毎年の事業費が大きく変動しないよう、計画的で無理のない老朽化対策を行っていきます。

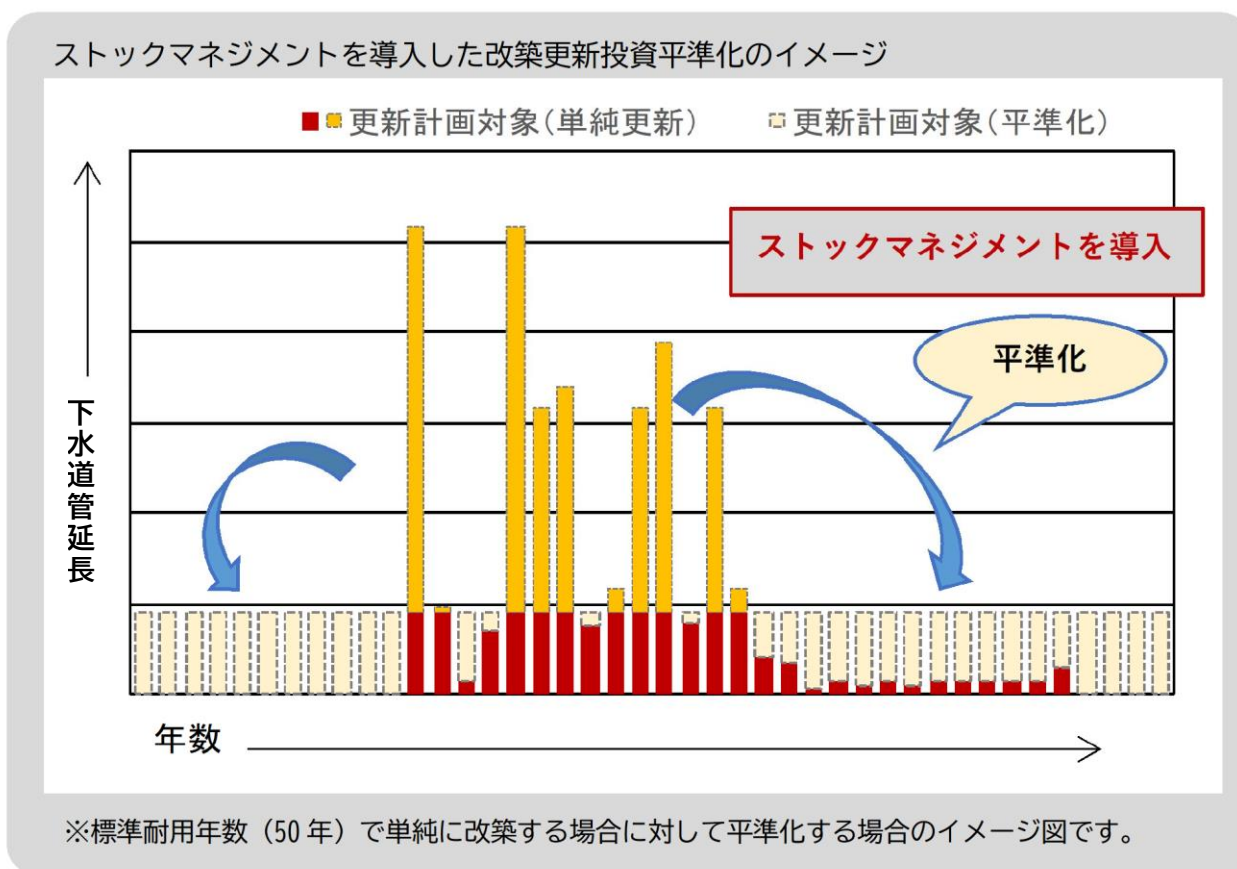


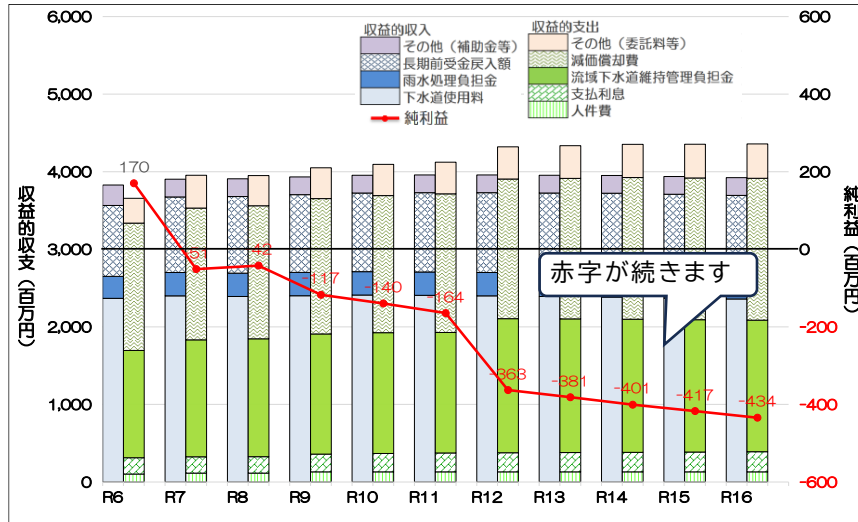
図8 スtockマネジメントのイメージ図

■改定を行わなかった場合の将来シミュレーション

以下に、下水道使用料を改定しなかった場合の推移を示します。

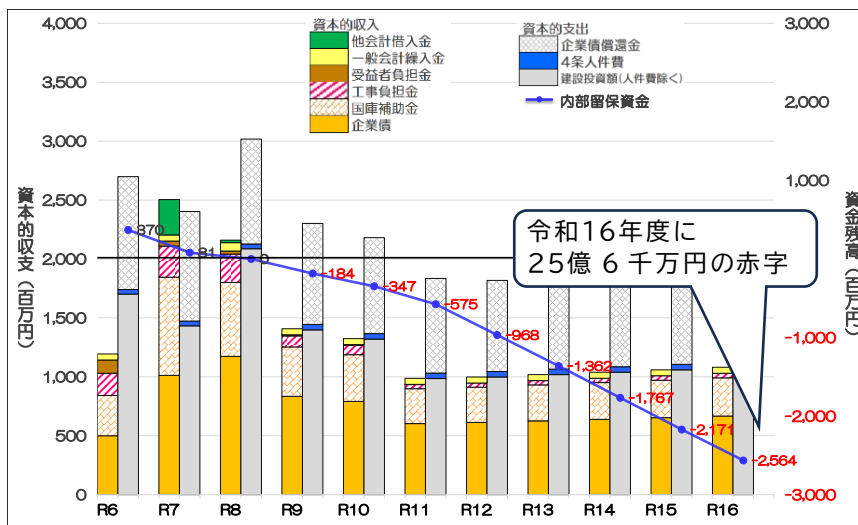
●収益的収支 日々の運営にかかるお金の出入りを示しています。

(例：使用料の収入、電気代や人件費の支出など)



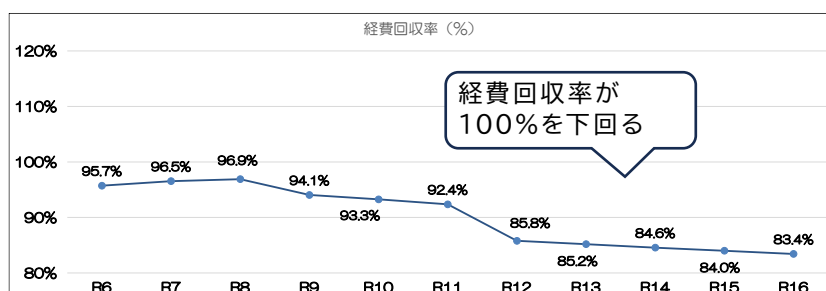
●資本的収支 施設の整備や、修繕にかかるお金の出入りを示しています。

(例：下水道管の整備や更新にかかる費用など)



●経費回収率 事業の健全度を示す指標

100%を超えていることが目標となります。



■経費回収率の目標設定（令和16年度まで100%以上）

経費回収率は、令和6年度末時点で95.7%となっておりますが、将来の推計においても、汚水処理に要する経費の増加が見込まれることから、経費回収率は更に低下する可能性があります。

このため、今回の下水道使用料の改定においては、令和9年度から令和16年度までの経費回収率が100%以上となるようにするために平均で20%以上の改定が必要となります。

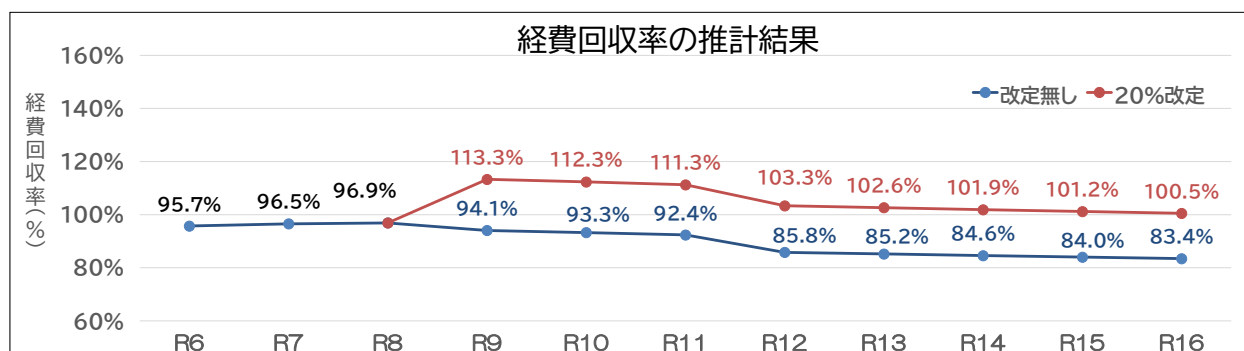


図9 経費回収率の算定結果（改定率20%の例）

■確保すべき内部留保資金（運転資金）の目標設定

●内部留保資金（運転資金）の現状と推移

現在、下水道事業は赤字が続いており、不足する費用については、水道事業からの借入金等によりまかっています。

そのため、このまま使用料改定を行わなかった場合、令和16年度には約25億6千万円の資金不足となります。

### ●確保すべき目標の設定

確保すべき内部留保資金の目標として、現金支出が見込まれる項目のうち、優先度の高い費用の1年分をまかなうことができる金額とします。

市が毎年度現金での支払いを要する優先度の高い主な費用には、維持管理に係る費用、建設投資額（工事の前払金や完成時の支払いのための資金、前年度発注工事の残金支払いのための資金）、企業債元金償還金と利子などがあります。建設投資額の内、下水道工事には補助金や企業債の交付を受けることができる工事がありますが、補助金等の交付は工事の完成後となるため、工事が完成するまでは一時的に内部留保資金でまかなう必要があります。

内訳は、令和16年度における工事関連費用（建設投資額）及び企業債の元金償還金並びに利子を対象とし、合計約20億円を目標額としています。

確保すべき内部留保資金＝

令和16年度建設投資額10億円＋元金償還金8億円＋利子2億円＝20億円

下水道事業を将来にわたり安定的に運営していくためには、これらの支出に対応できるよう、一定額の内部留保資金を確保する必要があると判断しました。

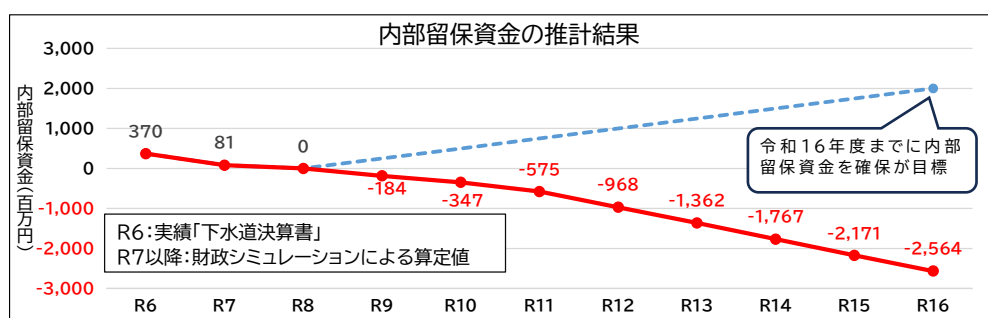


図10 改定無しの内部留保資金の算定結果

○建設投資額の内訳

建設投資額については、以下の内容を見込んでいます。

- ・汚水事業費：下水道管の整備（既成市街地及びTX沿線）、汚水枿の整備
- ・流域下水道建設負担金：県に支払う流域下水道の整備に伴う負担金
- ・ストックマネジメント事業費：老朽管の更新に係る下水道管改築費
- ・マンホールトイレ整備費：地震対策として行うマンホールトイレの整備費

なお、事業費については、年2%の物価上昇を考慮して算定しています。

年間事業費については、新規下水道管の整備を行う令和10年度までは、年度ごとに整備内容が異なることから、年間12億円から17億5千万円程度となる見込みです。令和11年度以降は、汚水事業費（汚水枿整備費）、流域下水道建設負担金及びストックマネジメント事業費を合わせ、年間10億円の事業費を見込んでいます。

※事業費からは、一般会計が負担すべき雨水事業費は除いています。

表1 令和16年度までの建設投資額の見込み（百万円）

	単位	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
汚水事業費	百万円	751	156	53	54	55	56	57	59	60
TX汚水事業費	百万円	405	213	209	0	0	0	0	0	0
流域下水道建設負担金	百万円	271	202	206	210	215	219	223	228	232
ストックマネジメント事業費	百万円	283	687	700	714	729	743	758	773	789
マンホールトイレ整備費	百万円	31	9	18	6	0	0	0	0	0
合計	百万円	1,741	1,267	1,186	984	999	1,018	1,038	1,060	1,081

○企業債元金償還金と利子

企業債元金償還金及び利子の合計は令和16年度まで約10億円で推移する見込みです。

※一般会計が負担すべき雨水事業費の元金償還金と利子は除いています。

表2 令和16年度までの企業債元金償還金と利子の見込み（百万円）

	単位	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16
企業債元金償還金	百万円	890	845	803	834	807	799	800	788	766
利子	百万円	165	171	180	187	189	192	195	199	203
合計	百万円	1,055	1,016	983	1,021	996	991	995	987	969

建設投資額と企業債元金償還金と利子の見込み額の合計を、現金支出を要する費用として合計すると以下のとおりになります。

新規整備が完了する令和11年度以降は、年間約20億円で推移しています。

表3 令和16年度までの現金支出を要する費用（百万円）

	単位	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16
建設投資額	百万円	1,741	1,267	1,186	984	999	1,018	1,038	1,060	1,081
企業債元金償還金	百万円	890	845	803	834	807	799	800	788	766
利子	百万円	165	171	180	187	189	192	195	199	203
合計	百万円	2,796	2,283	2,169	2,005	1,995	2,009	2,033	2,047	2,050

○確保すべき内部留保資金と改定率23.5%の決定期理由

現金支出として確保すべき費用を整理した結果、令和11年度以降は毎年約20億円が必要な状態で推移していることから、目標額を20億円としました。

一方で、現状では内部留保資金が枯渇しており、短期間で20億円を確保することは現実的ではないため、令和9年度の改定後から令和16年度までの8年間で20億円を確保します。

以上の条件で、令和16年度までに内部留保資金を20億円とするために必要な平均改定率を算定した結果、平均改定率は23.5%となりました。

下記に、経費回収率100%以上を満たす平均改定率20%改定と、平均改定率23.5%改定の場合における内部留保資金の推移を示します。

平均改定率20%の場合、令和16年度の内部留保資金は約13億5千万円となり、目標額20億円に対して約6億5千万円不足する結果となりました。

そのため、経費回収率100%以上を確保するとともに、内部留保資金20億円を満たす、平均改定率23.5%を採用しました。

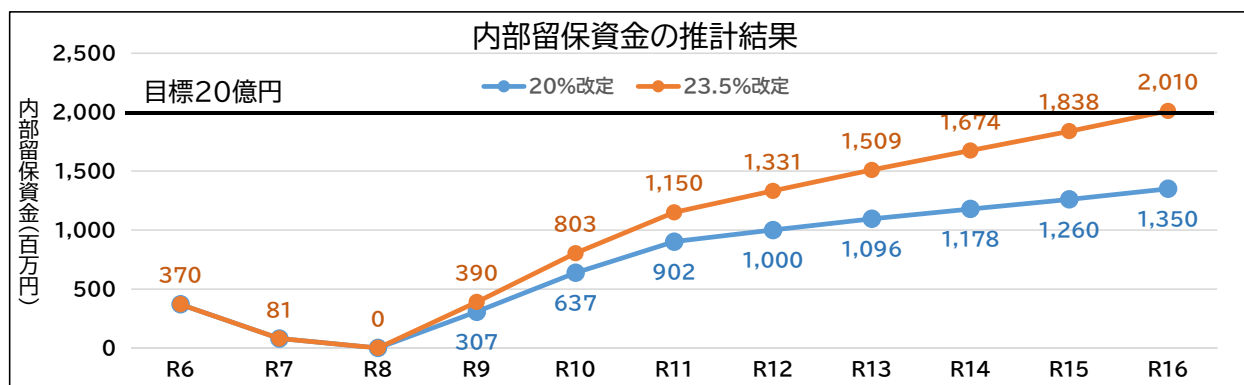


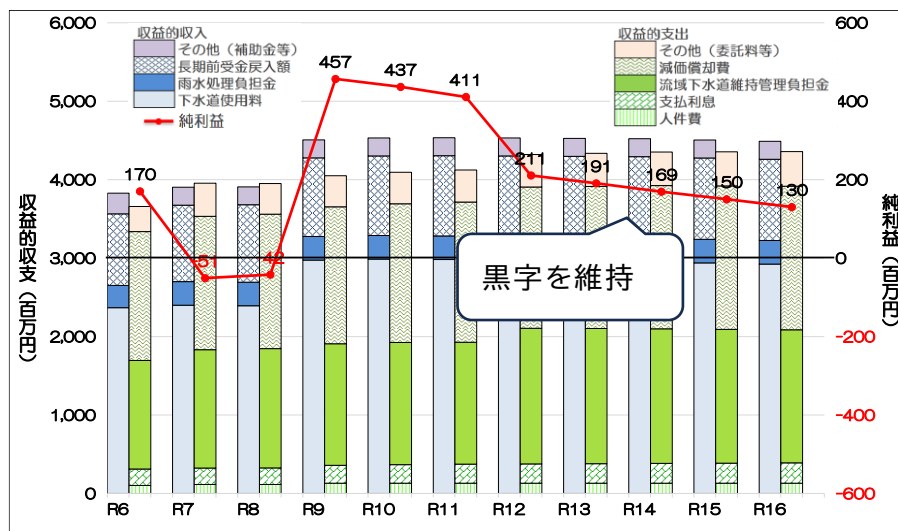
図11 使用料改定率による内部留保資金の推移

■改定後の将来シミュレーション

下水道使用料の平均改定率23.5%で改定した推移は以下になります。

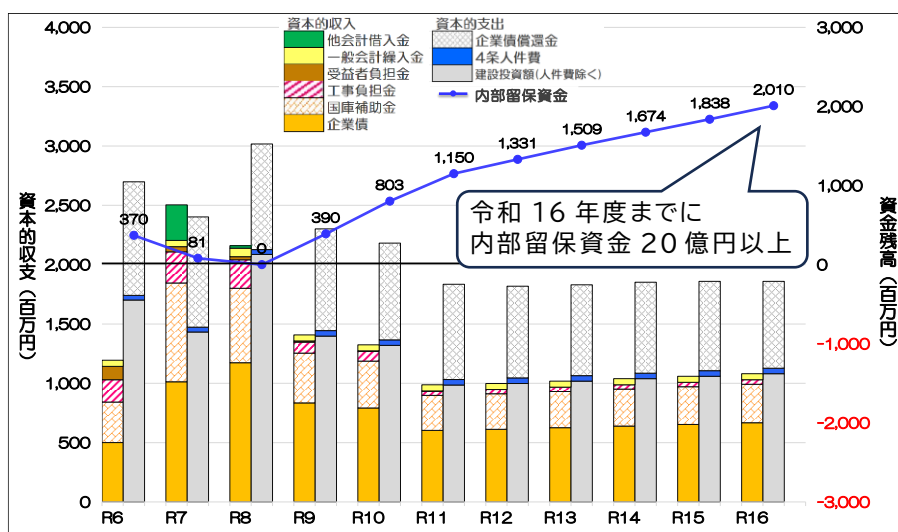
●収益的収支 日々の運営にかかるお金の出入りを示しています。

(例：使用料の収入、電気代や人件費の支出など)



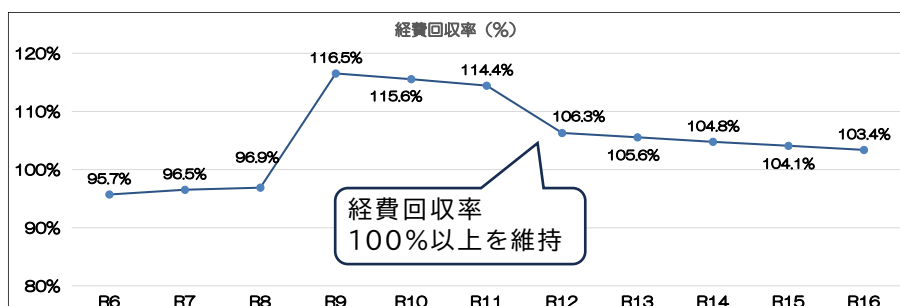
●資本的収支 施設の整備や、修繕にかかるお金の出入りを示しています。

(例：下水道管の整備や更新にかかる費用など)



●経費回収率 事業の健全度を示す指標

100%を超えていることが目標となります。



■ 現行使用料体系からの変更箇所

現行では2か月あたり20m<sup>3</sup>までを基本使用料の対象としていますが、20m<sup>3</sup>を超えない世帯では節水をしても使用料に反映されないという課題があったことから、水道料金と同様の区分である2か月あたり10m<sup>3</sup>までに引き下げ、新しく10m<sup>3</sup>を超え20m<sup>3</sup>までの従量使用料の区分を設けます。

この変更で、節水意識が反映できるよう、基本使用料については改定率を10%の上昇に抑えたうえで、2か月の使用水量が20m<sup>3</sup>の場合、現行単価の使用料から20%の上昇となるように設定しました。

表4 使用料体系の改定案

現行使用料体系 (2か月分) 税込		使用料体系改定案 (2か月分) 税込		
基本使用料		基本使用料		
使用水量	単価	使用水量	単価	増加額
20m <sup>3</sup> まで	1,980 円	10m <sup>3</sup> まで	2,178 円	198 円
従量使用料		従量使用料		
使用水量	単価	使用水量	単価	増加額
10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで		10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	19.8 円/m <sup>3</sup>	19.8 円/m <sup>3</sup>
20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	121.0 円/m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	154.0 円/m <sup>3</sup>	33.0 円/m <sup>3</sup>
40m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> まで	148.5 円/m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> まで	189.2 円/m <sup>3</sup>	40.7 円/m <sup>3</sup>
60m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	181.5 円/m <sup>3</sup>	60m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	231.0 円/m <sup>3</sup>	49.5 円/m <sup>3</sup>
100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	214.5 円/m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	272.8 円/m <sup>3</sup>	58.3 円/m <sup>3</sup>
200m <sup>3</sup> を超え400m <sup>3</sup> まで	258.5 円/m <sup>3</sup>	200m <sup>3</sup> を超え400m <sup>3</sup> まで	328.9 円/m <sup>3</sup>	70.4 円/m <sup>3</sup>
400m <sup>3</sup> を超え	313.5 円/m <sup>3</sup>	400m <sup>3</sup> を超え	398.2 円/m <sup>3</sup>	84.7 円/m <sup>3</sup>

使用水量が2か月あたり10m<sup>3</sup>で税込2,178円(1,980円から10%上昇)、2か月あたり20m<sup>3</sup>で税込2,376円(1,980円から20%上昇)となります。

表5 改訂後の使用水量10m<sup>3</sup>、20m<sup>3</sup>の使用料

	現行使用料	改訂後使用料	増加額
使用水量10m <sup>3</sup>	1,980円(税込)	2,178円(税込)	198円増(10%)
使用水量20m <sup>3</sup>	1,980円(税込)	2,376円(税込)	396円増(20%)

■改定後の想定使用料金

流山市における平均的な世帯人員別の下水道使用料の増加額は、以下のとおりとなります。

- 1人世帯で、税込297円（2か月分）の増加
- 2人世帯で、税込726円（2か月分）の増加
- 3人世帯で、税込1,260円（2か月分）の増加
- 4人世帯で、税込1,870円（2か月分）の増加

表6 改定後の想定使用料金

使用水量		現行使用料	改定後使用料	増加額
15m <sup>3</sup>	1人世帯	1,980円	<b>2,277円</b>	297円
30m <sup>3</sup>	2人世帯	3,190円	<b>3,916円</b>	726円
45m <sup>3</sup>	3人世帯	5,143円	<b>6,402円</b>	1,260円
60m <sup>3</sup>	4人世帯	7,370円	<b>9,240円</b>	1,870円
100m <sup>3</sup>	事務所 飲食店 等	14,630円	<b>18,480円</b>	3,850円
200m <sup>3</sup>		36,080円	<b>45,760円</b>	9,680円
400m <sup>3</sup>		87,780円	<b>111,540円</b>	23,760円
1,000m <sup>3</sup>		275,880円	<b>350,460円</b>	74,580円

●下水道使用料の改定案につきまして、皆様からの御意見を募集いたします。

期間：令和8年6月1日（月）から6月30日（火）まで

問い合わせ先

流山市上下水道局 経營業務課

TEL：04-7159-5370

FAX：04-7159-9604

市HPの専用フォームからもお問い合わせ可能です。

